

## 平成29年度NHK歳末たすけあい 2次配分要領

### 1. 配分対象施設

- (1) 障害者総合支援法における①障害福祉サービス事業所及び②地域活動支援センター
- (2) 児童福祉法における①児童発達支援事業及び②放課後等デイサービス事業を実施する施設
- (3) 旧法における①小規模作業所及び②小規模授産施設

上記施設のうち、次の全てに該当する施設

- ① 民間(株式会社、有限会社等は除く)による運営であること
- ② 施設の定員が25人以内であること  
※ ただし地域活動支援センターについては、定員の数による制限はないものとします。
- ③ 活動実績が2年以上あること
- ④ 平成26年度以降にNHK歳末たすけあいによる配分を受けていないこと  
※ 平成26～28年度に配分を受けた施設は対象外
- ⑤ 平成29年度に他の民間助成団体から10万円以上の助成を受けていないこと  
※ 申請中で、平成30年1月1日の時点で助成が決定していないものは除きます。  
※ 社会福祉協議会からの助成は除きます。ただし、平成29年度中に共同募金配分金を財源とした助成を受けた場合は、申請内容を勘案し、配分を減額することがあります。

### 2. 配分対象事業・受配要望額

- (1) 配分対象事業の要件
  - ① 公的資金等、他の財源で実施することができないこと
  - ② 平成30年5月末日までに完了すること

#### (2) 配分対象事業の内容・受配要望額

下記の①～⑤うち、いずれか1つの項目を選択してください。

配分対象事業の内容	受配要望額
① 事業で直接に使用する車両の購入	80万円以内
② 事業で直接に使用する機器・備品等の整備 (利用者の技能習得のための研修費を含む)	50万円以内
③ 利用者の活動スペースの環境整備 (冷暖房機器の設置工事、修繕工事等)	30万円以内
④ 利用者の居場所づくりのための必需品の購入 (テーブル、椅子、カーテン等)	20万円以内
⑤ 事務処理のためのOA機器の購入 (パソコン、プリンター等)	10万円以内

※ 受配要望額の上限額の考え方は「(5)受配要望額と自己負担額について」のとおりとなります。

#### (3) 車両の購入について

- ① 車両購入は、法人格を持ち、法人による登記が可能な施設に限ります。
- ② 車両には、本会が指定した方法で受配標識を表示していただきます。  
(対象事業費には、受配標識の表示にかかる費用を含めることができます)
- ③ 中古車は、配分金送金前に対象車が購入できなくなる恐れがあるため、原則として対象外とします。(ただし、利用者の送迎に使用する福祉車両でない場合かつ車の取り置きが可能な場合は対象とすることがあります)

(4) O A機器の購入について

- ① 原則としてハードウェアの本体価格を対象とします。  
(別売のソフトウェアやインターネット接続工事費等は含みません)

(5) 受配要望額と自己負担額について

- ① 受配要望額は、1万円単位の額とし、端数は切り捨てます。(1万円未満切り捨て)  
② 自己負担額は、総事業費の1割以上とします。

例1) 車両購入(受配要望額80万円以内)により、88万円の車両を購入する場合

- 受配要望額 790,000円 + 自己負担額 90,000円 = 880,000円  
× 受配要望額 800,000円 + 自己負担額 80,000円 = 880,000円  
・ 自己負担額が、総事業費の10分の1未満であるため対象外

例2) 車両購入(受配要望額80万円以内)により、90万円の車両を購入する場合

- 受配要望額 800,000円 + 自己負担額 100,000円 = 900,000円  
× 受配要望額 810,000円 + 自己負担額 90,000円 = 900,000円  
・ 受配要望額が、80万円の上限を超えるため対象外

3. 提出書類

- (1) 平成29年度NHK歳末たすけあい受配要望書  
(2) 業者発行の見積書コピー(複数社)

※留意事項 ①見積書は必ず法人名だけではなく、施設名で徴してください。  
②在庫・価格の変動の激しい時期のため、配分金送金前に改めて購入決定業者(1社)から見積書を徴してください。(見積り期限切れの場合、要望時の見積り書の再利用は不可)  
③中古車やリサイクル品は、配分金送金前に対象物品が購入できなくなる可能性があるため、原則として対象外とします。

- (3) (要望内容が研修の場合) 研修プログラム等  
(4) (医療法人のみ) ①定款の写し、②法人全体の「財産目録」、「貸借対照表」及び「損益計算書」、  
③施設単体での収支状況が分かる資料  
※ 申請書等提出後に、再度、詳細資料を求める場合があります。

4. 提出期限 平成30年1月15日(月)

5. 提出先 施設所在地の市区町共同募金委員会

6. 地区の推薦限度数

地 区	推薦限度数
神戸市各区共同募金委員会	3施設
人口20万人以上の市共同募金委員会	5施設
人口10万人以上20万人未満の市共同募金委員会	4施設
人口10万人未満の市共同募金委員会	3施設
町共同募金委員会	1施設

※神戸市は各区の申請状況に関わらず、推薦限度数は各区3施設となります。

※推薦限度数内であっても募金や応募の状況、内容の緊急度等により、対象外とすることがあります。(医療法人については、法人全体の経営規模を勘案し、他の小規模法人を優先する場合があります)

## 7. 配分決定方法と決定時期

社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分委員会の審査により決定し、平成30年3月中旬に、施設所在地の市区町共同募金委員会を通じて文書通知します。

## 8. その他

- (1) 受配要望は、1法人につき1施設1事業のみとなります。
- (2) 受配要望には、施設所在地の市区町共同募金委員会会長の推薦が必要となります。
- (3) 配分金を人件費、交通費、食費に充当することはできません。
- (4) 本配分金の着金前に、事業費（物品購入費、工事費等）の支払いを行うことはできません。
- (5) 本配分金を充当して事業を実施した際は、この旨のPRを必ず求めます。  
(受配ラベル貼付・車両受配表示は必須のためPRには含めません)
- (6) 5月末日までに事業が完了できない場合、事業を中止した場合、及びこの要領に違反したときは、配分金の全部又は一部を取り消し、配分金の返還を求めます。